

自立支援医療制度をお受けの方へ

- ① 転院先の新しい医療機関をご自身でお探してください。
その医療機関が自立支援を扱っているかの確認を事前に行ってください。

※転院を希望する医療機関に問い合わせるほか、各自治体の HP にも「自立支援指定医療機関」の一覧が公開されていますので確認できます。

- ② 転院後の医療機関で自立支援医療の提供を受けるためには、区市町村の障害福祉課の窓口で「医療機関変更申請」の手続きが必要です。

※申請の際には、新しい医療機関の名称、住所、電話番号等が必要になります。
申請日までに、転院先の医療機関を決めて、初診の予約をお済ませください。

※申請手続きの前に転院先の医療機関の診察を受けた場合は、自立支援医療の適用はありません。

※変更申請後は、当院での受診の際に自立支援医療は適用できなくなります。
そのため、変更申請は、当院での最終受診日から、新しい医療機関を受診するまでの間に申請してください。

- ③ 転院先の医療機関では、医療機関変更申請の申請日から自立支援医療が適用されます。

- ④ 受給者証原本がお手元に届くまでは、約 3 ヶ月程度のお時間がかかります。
原本がお手元に届く前は「申請者控」を医療機関にご提示ください。

※受給者証の原本がなく、医療機関等で自立支援が適用されない場合は、原本がお手元に届き次第、医療機関等で医療費の返金について相談してください。

新しい医療機関に転院の際は、紹介状をもって受診した方がスムーズです。
当院にて紹介状(診療情報提供書)を発行いたしますので、ご予約時にその旨をお伝えいただいたうえで、診察をお受けください。

(参考) 指定医療機関の変更申請について

区市町村への 指定医療機関の変更届	変更届の申請日	
	(申請日前)	↓ (申請日後)
YS ころのクリニック での受診	自立支援適用 1割負担	通常の保険診療 3割負担
転院先の医療機関 での受診	通常の保険診療 3割負担	自立支援適用 1割負担

◎変更申請後は、当院での受診の際に自立支援医療は適用できなくなります。

◎転院先の医療機関では、変更申請の申請日から自立支援医療が適用されます。

◎自立支援の適用を受けて受診するためには、当院での最終受診日から、転院先での初診日までの間に変更申請をしてください。

◎受給者証原本がお手元に届くまでは、約3ヶ月程度のお時間がかかります。
原本がお手元に届く前は「申請者控」を医療機関にご提示ください。